第一議の綴

日本電気株式会社

工場日給社員より歎願書提出事項

日 [illegible]

第一條 [illegible] 本給及職務手当金(九割)を合算したものを日給として支給スルコト

第二條 前項要求の日給額と其之に割増を加算シ之を日給として支給スルコト

第三條 [illegible] 日給を毎月末に支給スルコト但し毎期間中の欠勤遅刻及早退の計算方法は現在の施行方法に依ルコト

第四條 [illegible] 支給方法は第二條の日給を基礎として計算シ支給スルコト

第五條 [illegible] 日曜日並公休日の給料を支給スルコト

工場[illegible]会社員より要求提出事項

第一條 [illegible] 本給及職務手当金(九割)を合算したものを日給として支給スルコト

第二條 前項要求の日給額と其之に割増を加算シ之を日給として支給スルコト

第三條 [illegible] 方法を改メ毎期給料を支給スルコト但し欠勤遅刻及早退の計算方法は現在の施行方法に依ルコト

第四條 [illegible] 方法は第二條の日給を基礎として計算シ支給スルコト

第五條 日曜日並公休日前日の日給に対シ其日曜日並公休日の給料を支給スルコト

工場[illegible]

[illegible]

第一條 現在支給セラレタル本給[illegible]職務手当金(九割)を合算シ之を日給として支給スルコト

第二條 前項要求の日給額と其之に割増を加算シ之を日給として支給スルコト

第三條 [illegible] 方法は日下研究中

第四條 [illegible] 方法は日下研究中

第五條 日曜日並公休日前日の日給に対シ其日曜日並公休日の給料を支給スルコト

会社と對スル会社回答 大正十三年七月廿二日の要求に対

第一條 職務手当金は制五分は既に本給に組入ルコトニ決定し居り其の他は施行方法は目下研究中なり尚米價相場金及賃五分に達するまで暫時

第二條 本條に対しては会社の方法より劣ること無ク

第三條 [illegible] 方法は日下研究中

第四條 [illegible] 方法は日下研究中

第五條 本條に対しては会社の方法より劣ること無ク

会社と對スル会社回答 大正十三年七月廿二日の要求に対

第一條 職務手当金は制五分は既に本給に組入ルコトニ決定し居り其の他は施行方法は目下研究中なり尚米價相場金及賃五分に達するまで暫時

第二條 本條に対しては会社の方法より劣ること無ク

会社と對スル会社回答 大正十三年七月廿二日の要求に対

同上に對スル会社回答 大正十三年七月廿二日の要求に対

1、特別手当は制五分は本給に組入ルコトとし其実施方法等は目下研究中なり

2、三割増の件は聞き入レ難シ

3、賃金の支給方法は会社に於テも既に研究中にして速に何等かの方法を定め実施スル考へなり

4、其之余の解決は解決セラルベキモノなり

5、種々の点より研究スル考へなり

会社と對スル会社回答 大正十三年一月廿日の要求に対

第一條 職務手当金は制五分は既に本給に組入ルコトに決定し居り其の他は施行方法は目下研究中なり尚米價相場金及賃五分に達するまで暫時

第二條 賃金の支給方法は目下研究中

第三條 賃金の支給方法は既に本給に組入ルコトに決定し居り其の他は施行方法は目下研究中

第四條 賃金の支給方法は目下研究中

第五條 本條に対しては会社の方法より劣ること無ク